

地方公営企業会計制度等研究会（第5回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成21年10月26日（月）16:00～18:00
- 場 所： 総務省6階 601会議室
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、尾崎委員、小西委員、田辺委員、
林委員、布施委員、保科委員、森委員、森田委員、山下委員、
細田大臣官房審議官、佐々木公営企業課長、
井上公営企業経営企画室長、平川地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) 資産見返負債の名称について
- (2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等に係る経過措置について
- (3) 退職給付引当金（経過措置・一般会計との負担区分）について
- (4) 繰延勘定（控除対象外消費税等）について
- (5) キャッシュ・フロー計算書（様式・表示方法等）について
- (6) 公営企業会計制度改正に伴う予算書等の様式変更について
- (7) 公営企業における会計処理の現状についての調査結果（速報）について

3 配布資料

- （資料1） 地方公営企業会計制度等研究会中間論点整理（素案）
- （資料2） 公営企業における会計処理の現状についての調査結果（速報）
- （資料3） 予算・決算に係る様式
- （資料4） キャッシュ・フロー計算書様式
- （資料5） 株主資本等変動計算書様式
- （資料6） セグメント情報の開示様式

4 出席者からの主な意見

- (1) 資産見返負債の名称について
 - ・ 貸借対照表と損益計算書というのは一体で考える必要がある。B/Sで資本勘定に載せるならP/Lには載ってこない。P/Lで説明すべきであるならB/Sの資産の減価償却に合わせて、補助金についても収益化していく必要がある。したがって、長期前受収益といった形で負債に計上せざるを得ないだろうと考えられる。
 - ・ 補助金等を負債として計上するのは不自然であるため、民間企業のB/Sにないのであれば、負債と資本の中間勘定を設けた上でそこに載せるべきである。
 - ・ 収益化するのであれば資本勘定には載せられないので、単純な負債ではないことがわかるように工夫をした上で負債勘定に載せるということが考えられる。

- (2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等に係る経過措置について
- ・ 既取得資産については、新たな会計処理を義務づけないこととするが、新たな会計処理への移行を促す観点から、簡便な償却方法を認めるという方向性については、これが実行可能である限り賛成である。
- (3) 退職給付引当金（経過措置・一般会計との負担区分）について
- ・ 一般会計と公営企業会計の負担区分を明確にした上で、公営企業会計負担職員について引当を義務づけるという考え方については賛成である。
 - ・ 退職手当組合の財政状況が悪化した場合の事も念頭におくと、退職手当組合の積立金を公営企業で資産計上するような、新地方公会計と同様の考え方を検討すべきではないか。
- (4) 繰延勘定（控除対象外消費税等）について
- ・ 控除対象外消費税については、その性格及び廃止による影響を勘案し、引き続き繰延勘定への計上を可能とすることや、災害損失の繰延勘定への計上を認めないという考え方には賛成である。
- (5) キャッシュ・フロー計算書（様式・表示方法等）について
- ・ 実施計画の様式を調整し、キャッシュ・フローについて間接法で説明することにより、損益勘定留保資金が分かりにくいというこれまでの課題も整理されるので、賛成である。
- (6) 公営企業会計制度改正に伴う予算書等の様式変更について
- ・ P/Lの営業と営業外については、民間企業でも業種によって異なっている。公営企業は独立採算となっているので、料金収入等を営業収益、補助金等は営業外収益となるものとするが、営業収益が大幅な赤字になってしまうことについての考え方を整理すべきではないか。
 - ・ セグメント情報の開示については、セグメンテーションを行う基準を示す必要があるのではないか。
- (7) 公営企業における会計処理の現状についての調査結果（速報）について
- ・ 今回の会計制度の変更により、資金不足比率の算定について改めて整理する必要がある。